平成十四年六月三日

位区域又は森林の集団の所在皆伐許容面積限度を定める単

保 安

林種

青森県知事

木



· 阿林果奶

第二千二十五

平成十四年六月三日 (月曜日)

| 平成十四年度保安森林法施行令 (1 | 青森県告示第二百九十号 | 告 | 公印の作成及び廃止. | 教育委員会 | 県有地の売却に係る一 | 公 | 公有水面埋立保安林皆伐許 | 告 | 目 |
|------------------------------------------------------------------------|-------------|---|------------|-------------|------------|---|------------------------------|---|---|
| 平成十四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。 森林法施行令 (昭和二十六年政令第二百七十六号) 第四条の二第三項の規定により、 | 九十号 | 示 | び廃止 | 国人 公 | に係る一般競争入札 | 告 | 公有水面埋立ての免許の出願の要領保安林皆伐許容面積の限度 | 示 | 次 |
| 第三 | | | (職 | | (経 | | 整漁林 | | |
| 頂 の | | | 職員福利課) | | 理 | | 備 <mark>港</mark> 政 | | |
| 規 定 | | | 課) | | 課 | | 課場課 | | |
| によい | | | : ==: | | : ==. | | : : 三 一 | | |
| Ϋ́ | | | | | | | | | |

| | ドプターレンとは、一人である。 | 木 村 守 男 <u>奥</u> | 七戸川 | る。 | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | (職員福利課) 五 今即 | :: (糸 耳 記) :: ュ 浅瀬 | 果 | (整 備 課):: 三 | 政 課 :: 一 | 中村 |
|---|-----------------|------------------|--------|------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------|--------------------|-------------|-------------|-------------------|----------|
| | 馬淵川下流 | 奥入瀬川 | ́ліі | 上北地区 | 下北西部 | 下北東部 | 青森地区 | 今別川~蟹田川 | 浅瀬石川 | <i>7</i> 11 | 岩木川上流 | 岩木川下流 | 中村川~笹内川 |
| _ | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | 水源かん養保安林 |
| _ | 九四九・七四 | 六六〇・三七 | 六一四・三七 | | 六三・〇九 | 七四・四九 | 五九九・六六 | 二五四・七一 | 六七七・〇二 | 五七一・六五 | 一、一五・〇四 | 六五・三六 | 一七六・九八 |

| ∴ _ _ | " | 北津軽郡市浦村 |
|-----------------------|-----------|---------|
| 六 - 四 | 飛砂防備保安林 | 西津軽郡木造町 |
| 0.0回 | 11 | 新井田川 |
| 九五・〇二 | 11 | 馬淵川下流 |
| 九六・四〇 | " | 奥入瀬川 |
| _ · 四 | " | 七戸川 |
| 六八・五一 | " | 上北地区 |
| | " | 下北西部 |
| 一四二・三七 | " | 下北東部 |
| 一四九・三八 | " | 青森地区 |
| 一八 | " | 今別川~蟹田川 |
| 一〇六・三四 | " | 浅瀬石川 |
| 四〇・六八 | " | 平川 |
| 七・四〇 | " | 岩木川上流 |
| 三〇七・六五 | " | 岩木川下流 |
| 一 六 - 五 - | 土砂流出防備保安林 | 中村川~笹内川 |
| 四〇・ 四 | " | 新井田川 |

| 三 : 六〇 | ıı | 下北郡大間町 |
|---------|---------|---------|
| O·九O | " | " 平内町 |
| 0.01 | " | 東津軽郡三厩村 |
| 一・七六 | " | 青森市 |
| ・ 0 | 干害防備保安林 | 北津軽郡中里町 |
| 0.01 | " | 上北郡百石町 |
| 〇・四八 | " | 十和田市 |
| 四・七〇 | " | 三沢市 |
| 0. 六0 | " | "上北町 |
| 〇・六六 | " | "七戸町 |
| ハ・三〇 | " | 横浜町 |
| 三一八〇 | " | " 六ケ所村 |
| 〇 · 五〇 | " | 上北郡野辺地町 |
| 四 : 0 | " | むつ市 |
| 三・八0 | " | 下北郡東通村 |
| 0.1110 | " | "金木町 |
| 三二八 | " | 鶴田町 |

津軽地区 三沢市 南部地区 上北郡六ケ所村 十和田市 三戸郡階上町 上北郡東北町 " ″ 11 三戸町 福地村 七戸町 川内町 脇野沢村 保健保安林 ″ " // " " 11 一五五・五八 四八:二八 八八・三六 一五・九四 三・九四 二・七四 二・九四 八・八六 三・二六 五 <u>○</u> 六・八六 〇・三八

青森県告示第二百九十一号

平成十四年六月三日

青森県知事 木 村 守

出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

出願人の住所及び名称 青森市長島一丁目一の

1

青森県

代表者の住所及び氏名

2

青森市長島一丁目一の 青森県知事 木村守男

の区域 東津軽郡三厩村字本町一八六の地先公有水面

の区域 東津軽郡三厩村字本町一一四及び一一五の地先公有水面

の区域

県

森

青

報

2

区域

り決定) により囲まれた区域 た埋立地と公有水面との境界線 (東京湾中等潮位プラス〇・六三四メートルによ 点を結ぶ平成四年六月二十六日付け青森県指令第二六九〇号でしゅん功認可され 次の の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地

東津軽郡三厩村字新町地先に設置された三厩漁港北防波堤灯台(北緯 一度一一分四四秒、 東経一四〇度二六分二五秒) から二三七度〇六

分四四四・二〇メートルの地点

の地点 の地点 の地点 の地点 の地点から四度五七分三九・五三メートルの地点 の地点から三二度三七分一五四・七三メートルの地点 の地点から──一度三七分○・六三メートルの地点 の地点から三二度三七分一〇・三九メートルの地点

の地点 の地点 の地点から四度五七分〇・六三メートルの地点 の地点から九四度五七分八・七七メートルの地点

の地点 の地点から九四度五七分一・六〇メートルの地点

の地点 の地点から一八四度五七分四〇・一五メートルの地点

の地点 の地点 の地点から一七九度〇一分一三・三七メートルの地点 の地点から二一四度三九分九三・○五メートルの地点

の地点

の地点から二一四度三三分六六・三九メートルの地点

埋立区域

1

位 置

3 面積

の区域 二、〇〇八・八八平方メートル

1 位 置

東津軽郡三厩村字本町一八六、一一四、一一五、一一七、一一九及び一二〇の

地先公有水面

2 区域

た埋立地と公有水面との境界線 (東京湾中等潮位プラス〇・六三四メートルによ 点を結ぶ平成四年六月二十六日付け青森県指令第二六九〇号でしゅん功認可され 次のアの地点から少の地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点と少の地

り決定) により囲まれた区域

⑦の地点 東津軽郡三厩村字新町地先に設置された三厩漁港北防波堤灯台 (北緯 四一度一一分四四秒、 東経一四〇度二六分二五秒) から二三八度一五

分四四八・〇四メートルの地点

分の地点 ⑦の地点から三二度三七分一六二・二四メートルの地点

ウの地点 ⑦の地点から四度五七分四七・○六メートルの地点

才の地点 「この地点から一八四度五七分五七・九〇メートルの地点

の区域

男

点を直線で結んだ線により囲まれた区域 次の の地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と

の地

東津軽郡三厩村字新町地先に設置された三厩漁港北防波堤灯台 一度一一分四四秒、 東経一四〇度二六分二五秒) から二三九度〇三 (北緯

分三六三・五五メートルの地点

の地点 の地点 の地点から三四度三九分九二・五九メートルの地点 の地点から三五九度〇六分一〇・八三メートルの地点

の地点 の地点 の地点から二七五度五七分〇・七三メートルの地点 の地点から一八四度五七分五・八〇メートルの地点

の地点 の地点から二一二度三七分九四・〇九メートルの地点

の地点 の地点から一二二度三七分○・六三メートルの地点

合計 二、三七〇・六六平方メートル の区域 三六一・七八平方メートル

埋立てに関する工事の施行区域

 \equiv

田の地点 ⑦の地点から九四度五七分三五・八六メートルの地点

面積 ●の地点から二一四度三三分六○・一八メートルの地点 のの地点から三〇二度三七分一三・七二メートルの地点

兀

3

八七九・三五平方メートル

埋立地の用途 漁港施設用地

公

告

県有地の売却に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十四年六月三日

青森県知事 木 村 守

男

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地(旧八戸警察署下長公舎敷地)の売却

| 八戸市大字目 | 所 |
|--------------|---|
| :大字長苗代字島ノ前 | 在 |
| 前二〇の六 | 地 |
| 宅 | 地 |
| 地 | 目 |
| 七〇四・三八平方メートル | 地 |
| 平方メートル | 積 |

二 予定価格 千八百五十万円

入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

売却する物件を示す場所

兀

八戸市大字長苗代字島ノ前二〇の六

(

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎 一階会議室

2 日時

平成十四年六月十九日 午前十一時

入札保証金及び契約保証金の額

七

契約金額(入札保証金にあっては、 一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

の百分の五以上に相当する金額

契約書の取り交わしの時期

九 代金の納入期限

落札決定の日から七日以内

+ その他 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

反した入札は、無効とする。 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

2 おいて現場説明を行う。 平成十四年六月十一日午前十一時から、八戸市大字長苗代字島ノ前二〇の六に

土地の行政的条件がお市計画上の市街化調整区域

3

教 育 委 員

青森県教育委員会告示第六号

同表の下欄に掲げる公印を作成したので、青森県教育委員会文書取扱規程 (昭和三十 六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号) 第九条の規定により告示する。 平成十四年五月三十一日次の表の上欄に掲げる公印を廃止し、平成十四年六月一日

平成十四年六月三日

青絑県教育委員会教育長 花 田 隆 則

| 学校長印 | 公印の名称及び印影 |
|------|-----------|
| 学校長印 | 公印の名称及び印影 |

| (毎週月・水・金曜日発行) | 青森県 | 青森市長島一丁目一番一号 | 発行所・発行人 |
|---------------|----------|---------------|---------|
| 定価小口一枚二付十五円一銭 | 東奥印刷株式会社 | 青森市古川二丁目一七番五号 | 印刷所・販売人 |